

那覇市商店街誘客促進事業補助金（新型コロナ関連）交付要綱

令和3年5月28日
(経済観光部長決裁)

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、那覇市商店街誘客促進事業補助金（新型コロナ関連）（以下「補助金」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 市長は、補助事業者が行う補助事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(交付の目的)

- 第2条 この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている商店街が回復に向けて誘客及び消費喚起を図ろうとする取り組みを支援し、一日も早い経済復興につながることを目的とする。

(用語の定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) この要綱において「商店街」とは、別表1に記載する商店街・通り会、商店街連合組織とし、原則活動中であるものをいう。
 - (2) この要綱において「補助事業」とは、前条の目的を達成するために事業者が実施する事業をいう。
 - (3) この要綱において「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(対象団体等)

- 第4条 補助金の交付対象となる団体は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 対象団体は前条第1号に掲げる商店街のうち、次の要件をすべて満たす団体とする。ただし、前条第1号以外の商店街は、活動状況等組織の実態を確認した上で対象とすることができる。
 - ア 商店街エリアに活動の拠点があること。
 - イ 近接する10店舗以上で組織される商店街であること。
 - ウ 商店街の活性化に資する活動実績が1年以上あること。
 - エ 商店街の規約を有し、代表者及び所在地が明らかであること。
 - オ 会計経理が明確であること。
 - カ 会員からの会費を徴して運営されてきたこと。
 - (2) 前号の要件を満たす商店街が主体となって組織する実行委員会等であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する者が属する団体、またはそれらの暴力団又は暴力団員と関係のある商店街でないこと。

(補助対象事業)

- 第5条 補助金の交付対象となる事業は、誘客及び消費喚起等が期待できる内容であり、次に掲げる事業とする。
- (1) 誘客効果、消費喚起、通りやまちの賑わいに資する内容となっているイベント補助事業

- (2) 誘導効果、利用店舗数、クーポン発行予定枚数、プレミアム率等が妥当であり、総合的な計画となっているクーポン補助事業
- (3) 商店街が、民間のイベント事業者が主催の県外を含めた誘客等に寄与するものとして認めたイベントについて、協賛する場合の負担額を補助する事業。

(補助金交付内容)

第6条 補助金の交付内容については、以下のとおりとする。

- (1) 補助率 補助対象経費の10/10以内とする。
 - (2) 補助額 別表2のとおりとする。
 - (3) 補助事業は、前条各号に付き、原則1商店街1回の申請とする。
 - (4) 補助金の交付対象となる経費区分は別表3のとおりとし、経費の支払上限額は別表4のとおりとする。
 - (5) イベントの出店者から負担金を徴収し、商店街の収益とすることは可とする。ただし、補助金で購入した物品等の販売による収益を商店街の収益とすることは不可とする。
 - (6) 事業実施期間は交付決定の日から翌年1月末日までとする。
 - (7) 市長は適正な請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。
- 2 事業にかかる物品等の発注先及びイベント出店者については、那覇市内業者を優先すること。
 - 3 前条第2号のクーポン補助事業については、イベント事業との同時実施を条件とする。ただし、他が主催するクーポン事業等と併用し実施する場合においては、その限りではない。(別表2参照)
 - 4 予算等に制約がある場合は、前項によらず補助金の額を調整する。

(補助金交付の申請)

第7条 イベント補助事業、クーポン補助事業の申請をしようとする者は、那覇市商店街誘客促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第1号様式の2)
 - (2) 収支予算書(第1号様式の3)
 - (3) 団体調書(第1号様式の4)
 - (4) 誓約書(第1号様式の5)
 - (5) [クーポン補助事業]クーポン計画チェック表(第2号様式)
 - (6) 定款、規約等の写し
 - (7) 資金状況を確認できる書類(前年度決算書等)の写し
 - (8) 見積書等経費の内訳が分かる書類の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 協賛補助事業の申請をしようとする者は、那覇市商店街誘客促進事業補助金交付申請書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
 - (1) 協賛事業計画概要書(第3号様式の2)
 - (2) 団体調書(第1号様式の4)
 - (3) 誓約書(第1号様式の5)
 - (4) 定款、規約等の写し
 - (5) 資金状況を確認できる書類(前年度決算書等)の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
 - 3 交付の申請金額は、千円未満切り捨てとする。

(交付の決定等)

- 第 8 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、那覇市経済観光部所管事業審査委員会において審査及び評価し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、那覇市商店街誘客促進事業補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により通知する。なお、第 6 条第 4 項に基づく調整を行った場合、その旨を付するものとする。
- 2 市長は、交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。
 - 3 市長は、補助金を交付することが不適当と認めるときは、那覇市商店街誘客促進事業補助金不交付決定通知書（第 5 号様式）により通知する。なお、この場合の不適当とした理由について付するものとする。

(交付決定後の変更等)

- 第 9 条 補助金の交付決定後に事業内容の変更等がある場合は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書（任意様式）を市長に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（任意様式）を市長に提出し、その承認を受けること。

(申請の取下げ)

- 第 10 条 補助事業者は、交付規則第 8 条に基づき補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、補助事業交付申請取下げ書（任意様式）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第 11 条 補助事業者は、交付規則第 11 条に基づき、補助事業の遂行状況に関して市長が報告を求めたときは、書面（任意様式）により市長へ報告しなければならない。

(実績報告)

- 第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の中止の承認を受けた日から起算して 20 日以内又は交付決定を受けた会計年度の 2 月 21 日のいずれか早い日までに、那覇市商店街誘客促進事業補助金実績報告書（第 6 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、協賛補助事業の添付書類は、第 2 項のとおりとする。
- (1) 事業報告書（第 6 号様式の 2）
 - (2) 収支決算書（第 6 号様式の 3）
 - (3) 契約の履行に必要な要件を記載した見積書又は請書その他これらに準ずる書類の写し
 - (4) 支払領収書の写し又は代金の支払いを証明できる書類の写し、プレミアム付きクーポン券のプレミアム分費用の換金関係書類
 - (5) 関係法令等に基づく許認可等に関する証書の写し
 - (6) 印刷物、制作物（映像、音楽等）の完成品
 - (7) 事業実績の全体像が把握できる写真
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 協賛補助事業の場合は、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 協賛金を支払ったことがわかる書類（領収書等）の写し
 - (2) イベントの実績報告（開催結果報告）の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

- 3 補助事業者は、実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第 13 条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容（第 9 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、那覇市商店街誘客促進事業補助金確定通知書（第 7 号様式）により通知する。

- 2 交付すべき補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、市長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 市長は、第 9 条第 1 項第 2 号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 8 条の交付決定の内容（第 9 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく市長が行った行為若しくは指示等に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。ただし、交付規則第 9 条に規定する経費若しくは第 9 条の規定に基づく申請日より前に既に支出している経費又は債務が確定している経費のうち、市長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。
 - 3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
 - 4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 4 項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、第 13 条に規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（任意様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第 13 条第 4 項の規定を準用する。

(概算交付)

第 16 条 市長は、交付規則第 15 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、概算交付できるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の概算交付を請求するときは、那覇市商店街誘客促進事業補助金概算交付請求書（第 8 号様式）に経費にかかる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の概算交付ができる範囲は、クーポンのプレミアム分に係る経費及び協賛金のみとし、1 回限りとする。

（財産の管理等）

第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳（任意様式）を備え、管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 12 条に定める実績報告書に取得財産等明細表（任意様式）を添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 18 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業完了後も市長の承認を受けずに交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等の処分の承認を受けようとする場合は、補助事業取得財産等の処分承認申請書（任意様式）を市長に提出しなければならない。

（収益納付）

第 19 条 補助事業者は、補助事業の実施中及び終了後一定期間内に、補助対象事業の成果に基づく産業財産権の譲渡、実施権の設定その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、補助事業収益状況報告書（任意様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、市長が前項に規定する報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、市長の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を那覇市に納入しなければならない。
- 3 市長は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

（経理等）

第 20 条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を中止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかななければならない。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 28 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

別表 1

地区	項番	商店街・通り会名	住所（場所情報）	設立時期
中心商店街	1	那覇市国際中央通り商店街振興組合	那覇市牧志3丁目	1976年3月
	2	新栄通商店街振興組合（サンライズなは）	那覇市牧志3丁目	1976年10月
	3	那覇市平和通り商店街振興組合	那覇市牧志3丁目	1980年4月
	4	那覇市国際大通り商店街振興組合	那覇市牧志3丁目	1987年6月
	5	那覇市国際蔡温橋通り商店街振興組合	那覇市牧志3丁目	1988年3月
	6	国際通り商店街振興組合連合会 *1	那覇市牧志3丁目	1988年5月
	7	那覇市国際通り県庁駅前商店街振興組合	那覇市松尾1丁目	1988年6月
	8	那覇市沖映通り商店街振興組合	那覇市牧志2丁目	1990年8月
	9	栄町市場商店街振興組合	那覇市字安里	
	10	ガープ川中央商店街組合	那覇市牧志3丁目	1963年12月
	11	浮島通り会	那覇市松尾2丁目	1968年1月
	12	新天地市場本通り会	那覇市牧志3丁目	1969年2月
	13	市場本通り会	那覇市松尾2丁目	1969年
	14	牧志公設市場雑貨部	那覇市牧志3丁目	1970年
	15	牧志公設市場衣料部	那覇市牧志3丁目	
	16	開南せせらぎ通り会	那覇市松尾2丁目	1989年1月
	17	壺屋やちむん通り会	那覇市壺屋1丁目	1990年1月
	18	第一牧志公設市場組合	那覇市松尾2丁目	1992年4月
	19	市場中央通り会	那覇市松尾2丁目	1994年6月
	20	えびす通り商店会	那覇市牧志3丁目	
	21	むつみ橋通り会	那覇市牧志3丁目	
	22	太平通り商店街	那覇市壺屋1丁目	2011年4月
	23	泉崎一丁目商店会	那覇市泉崎2丁目	2010年9月
	24	のうれんプラザ商店会	那覇市樋川2丁目	2018年2月
	25	中心商店街連合会 *1	那覇市松尾2丁目	
	26	ちとせ商店街組合	那覇市西1丁目	1963年11月
	27	壺屋神里原通り会	那覇市壺屋1丁目	2002年1月
	28	一銀通り商店会	那覇市久茂地2丁目	
	29	久茂地川通り会	那覇市久茂地2丁目	
	30	ガープ川太平商店街組合	那覇市古島	-
	31	ニューパラダイス通り会	那覇市牧志1丁目	-
	32	那覇高校前	県庁南口～那覇高校	-
	33	ひめゆり橋通り会	那覇市字安里	-
	34	うりずん横町通り会	那覇市牧志3丁目	
	35	新天地市場会	那覇市牧志3丁目	
	36	牧志公設市場十三店舗会	那覇市牧志3丁目	
	37	桜坂通り	那覇市牧志3丁目	

*1 商店街連合組織

別表1

地区	項番	商店街・通り会名	住所（場所情報）	設立時期
首里地区	38	末吉公園通り会	那覇市首里末吉町4丁目	1989年1月
	39	石嶺北翔通り会	那覇市首里石嶺町4丁目	1991年1月
	40	金城ダム通り会		2011年10月
	41	儀保通り会	那覇市首里儀保町1丁目	-
	42	首里りうぼう前	汀良交差点～第一石嶺	-
	43	りゅうたん通り商興会	那覇市首里当蔵町2	
	44	城東小学校前	那覇市首里石嶺町2丁目	
本庁地区	45	泊大通り会	那覇市泊	1959年1月
	46	久茂地松山大通り会	那覇市久茂地2丁目	1963年1月
	47	サンシャイン通り会	那覇市東町	1986年11月
	48	古蔵中央通り会	那覇市古波蔵4丁目	1988年4月
	49	那覇新都心通り会	那覇市おもろまち3丁目	2003年9月
	50	琉石通り会	那覇市松山2丁目	2004年12月
	51	若松通り会	那覇市松山1丁目	
	52	波之上通り会	那覇市若狭1丁目	2014年3月
	53	黄金（クガニ）通り会	那覇市泊 1丁目	
	54	安里大通り会	那覇市安里3丁目	
	55	若松通り会商店街協同組合	那覇市松山2丁目	
	56	安謝通り会	沖縄県那覇市安謝	
	57	若狭大通り	那覇市若狭1丁目	
	58	久米大通り	那覇市久米2丁目	
真和志地区	59	大道松川坂下通り会	那覇市字大道	1982年1月
	60	三原大石通り会	那覇市三原3丁目	1996年10月
	61	壺宮通り会	那覇市壺屋2丁目	2007年4月
	62	与儀トックリキワタ通り会	那覇市与儀	2015年12月
	63	繁多川中央通り会	那覇市繁多川1丁目	-
	64	寄宮十字路通り会	那覇市寄宮	1999年1月
	65	日野通り会	那覇市壺屋2丁目	
	66	ふく葉局長田店前	那覇市長田2丁目	
	67	沖縄大学前通り会	那覇市字国場	
小祿地区	68	高良通り会	那覇市高良	
	69	小祿本通り会	那覇市鏡原町	
	70	小祿中学校前通り		
	71	小祿支所通り		
	72	那覇西高校前	那覇市金城3丁目	

(「那覇市全域商店街基礎調査報告書 2018年8月」より)

別表2 対象事業・補助額・補助率

対象事業	補助額	補助率	留意事項
(第5条①) イベント補助事業	<p>上限 30 万円</p> <p>*1(上限 100 万円)</p>		<p>*1 商店街連合会組織又は同等とみなすことができる商店街が広域で取り組む事業であって、且つ市長が特に必要と認める場合に限る。</p>
<p>クーポン補助事業 (第5条(2))</p>	<p><u>(1) イベントを同時に実施する場合</u></p> <p>【利用店舗数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～20 店舗 上限 40 (20) 万円 ・ 21～50 店舗 上限 100 (50) 万円 ・ 51～100 店舗 上限 200 (100) 万円 ・ 101 店舗以上 上限 300 (150) 万円 <p><u>(2) イベントを実施せず、他が主催するクーポン事業等と併用し、実施する場合</u></p> <p>【利用店舗数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～20 店舗 上限 26 万 6 千円 ・ 21～50 店舗 上限 66 万 6 千円 ・ 51～100 店舗 上限 133 万 3 千円 ・ 101 店舗以上 上限 200 万円 	<p>補助対象経費の 10 / 10 以内</p>	<p>利用店舗とは、クーポンの利用期限内（イベント実施日の出店者を含む）において、クーポンを利用できる店舗をいう。</p> <p>※利用店舗にイベントへの出店者を数える場合は、市内業者のみを数えるものとする。ただし、市外業者の出店者を拒むものではない。</p> <p>※1 日のみのイベントを開催する場合、クーポン補助事業の上限額は、（ ）内の金額とする。</p> <p>※クーポン補助事業の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費喚起に係る公費の補助による誘導率が 3 倍を下回らないこと。(第 2 号様式「クーポン計画チェック表⑰」参照) ・ イベント開催日における消費喚起が企図されていること。 <p>原則、クーポン補助事業を申請する場合は、イベントを同時実施すること、または他クーポンと併用や、他の消費の付帯を実施することを条件とする。</p> <p>・ 事業実施例</p> <p>(例) クーポン補助事業 + α (イベント事業) クーポン補助事業 + α (他クーポン事業) クーポン補助事業 + α (市内ホテル等の宿予約事業)</p>
協賛補助事業 (第5条(3))	<p>上限 100 万円</p>		<p>※イベント開催に係る総事業費が明示されており、補助する協賛金はその 3 割を超えないこと。</p> <p>※開催イベントにて、次のいずれかが期待できること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県外からの誘客 ② 本市または商店街・通り会のブランド化 ③ 市内事業者への需要喚起

別表3 補助対象経費

	対象事業	項目	説明
1	第5条(1) 第5条(2)	賃金	事業期間中に新たに雇用する労務者の賃金、短期・臨時のアルバイト賃金等に係る経費
2	第5条(1)	報償金	司会、出演者等に対する謝礼金等に係る経費
3	第5条(1) 第5条(2)	消耗品費	事務用品及びイベント時に使用する消耗品、単価500円以下の記念品及び宣伝用物品等の購入に係る経費
4	第5条(1) 第5条(2)	印刷製本費	ポスター・チラシ類、クーポン等の印刷に係る経費
5	第5条(1)	通信運搬費	切手代、宅配便等に係る経費
6	第5条(1) 第5条(2)	手数料	事務取扱手数料、証紙売りさばき手数料、送金料等に係る経費
7	第5条(1)	保険料	損害保険等に係る経費
8	第5条(1) 第5条(2)	広告宣伝料	テレビ、ラジオ、新聞、看板のぼり等に係る経費
9	第5条(1) 第5条(2)	業務委託料	事業の実施に必要な企画、運営等にかかる経費
10	第5条(1)	使用料及び賃借料	機材等の使用及び貸借に係る経費
11	第5条(1)	備品購入費	消耗品を除いた物品の購入に係る経費
12	第5条(2)	負担金	クーポンのプレミアム分に係る経費
13	第5条(3)	協賛金	イベントや催し物開催に協賛する場合の経費
14	(共通)	その他経費	上記以外、補助事業を効率的かつ効果的に執行するために必要な経費で市長が認めるもの
<p>【備考】 次に掲げるものに該当する場合は対象経費から除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人個店の資産形成に係る経費 ・支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切な経費 ・交際費（贈呈経費、懇親会費等）、食糧費（飲食、茶菓子）に該当する経費 ・既に国等により別途補助金等の経費が支給されている、あるいは支給が予定されている事業に関する経費 ・補助事業の実施期間外に要した経費 ・商店街の管理運営に係る経費 ・商店街組合員の報酬または賃金に係る経費 			

別表 4

(1) 司会又は出演者謝礼金支払上限額

区分		金額 (1 日)
県外	職業としている人物又は 1 団体あたり	300,000 円
	職業ではなく趣味として愛好する人物又は 1 団体あたり	100,000 円
県内	職業としている人物又は 1 団体あたり	100,000 円
	職業ではなく趣味として愛好する人物又は 1 団体あたり	30,000 円
<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記により難しい場合及び「職業としている人物又は団体」の場合は、事前に那覇市と調整することとし、執行にあたっては、那覇市の承認を得ること。 ・謝礼には交通費その他滞在に係る一切の経費を含む。 		

(2) 賃金支払上限額

区分	金額
短期アルバイト (1 人あたり)	時給 1,000 円
<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記により難しい場合は、事前に那覇市と調整することとし、執行にあたっては、那覇市の承認を得ること。 ・賃金には交通費その他業務の従事に係る一切の経費を含む。 	